

国立研究開発法人防災科学技術研究所 利益相反に関する方針

令和3年10月28日

国立研究開発法人防災科学技術研究所

1 国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的として設立された。国民の安全・安心を守るうえで、科学技術を適切に活用していくことは重要であり、特に過去において幾多の自然災害に見舞われてきた我が国にとって、自然災害をはじめ、様々な災害等から人々の安全を確保するため、地震、火山、津波、高波・高潮、風水害、土砂災害等に関する調査観測や予測、防災、減災に関する研究開発を推進し、国や自治体等における対策等の取り組みを促進することは極めて重要である。このため、研究所は、他の研究機関などを含めた我が国全体の防災研究の発展に貢献するとともに、防災に関する課題の解決をより一層指向した研究開発を行うため、これまで以上に分野横断的な取り組みを強めるとともに、大学や関連学協会、産業界などとの連携を図り、研究開発の効果的な推進に努めることとしている。

2 これらの取り組みにあたっては、社会のニーズを的確に把握・反映するため、研究所内に委員会を設けるなどして、研究開発成果の社会への還元の取り組みを強化していくこととしている。こうした産学官による取り組みを推進していくにあたっては、役員及び職員（以下「職員等」という。）が相手側組織から正当な利益を得る、又は相手側組織等に対し必要な範囲内で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことである。しかし、一方で、研究所と相手側組織の立場の相違から、職員等が相手側組織との関係で有する利益や責務が研究所におけるそれと衝突するいわゆる「利益相反」と呼ばれる状況が生じる可能性がある。したがって、研究所の社会的信頼を保持するためには、日常的に利益相反マネジメントを行う必要がある。仮に利益相反マネジメントについて適切な対応を怠れば、場合によっては研究所の社会的信頼等を損ないかねず、結果として産学官連携をはじめとする異分野間連携の推進自体が阻害されるおそれがある。

3 また、平成31年1月17日に施行された「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の改正により、研究所に出資業務が追加され、政府の認可の下、外部法人の設立が可能となった。これにより、研究所の研究成果の普及、社会実装の促進が大きく進むことになるが、同時に、研究所がその出資法人から特別の利益、便益を得るために当該法人を優遇し、公的機関としての責務をないがしろにするのではないかとの疑念も生じうようになった。このような「組織としての利益相反」という新しい事態にも適切な対応が求められる。

4 このため、研究所は、これら連携の健全な推進を図るため、次のとおり利益相反マネジメントの基本的な考え方を方針として定める。

(1) 研究所は、職員等が安心して産学官連携に取り組めるよう利益相反に関する規程を整備し、利益相反マネジメントに関する体制を整備する。

(2) 研究所は、利益相反マネジメントについて、産業界等の理解と協力を求め、お互いの社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況を常に注視し適切に対応するものとする。

(3) 研究所における利益相反マネジメントは、必ずしもすべての産学官連携活動を制限するような対処が求められるものではなく、社会的信頼を確保する必要性がより高いと判断された場合に限り、一定の対処を行うものである